

(別表) 評価基準

評価項目		評価内容	配点	
事業全体の理解 ・現状分析	提案内容の的確性	要求水準書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	20	
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	20	
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。 京都アリーナ（仮称）整備・運営事業と連携し、競輪場敷地全体の事業の流れが具体的に提案されているか。	30	
		事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	30
事業管理業務	事業管理	事業全体を総括し、事業期間を通じて円滑な業務の遂行が可能となる取組方針が提案されているか。	40	
	実施体制、事業継続性の確保	確実に本事業を履行し、効果的・効率的・先進的な事業の実現に資する事業実施体制が各業務の実績を有する又は期待できる事業者により提案されているか。	40	
施設整備業務	施設計画	競輪事業の効率的な運営に資する施設配置になっているか。来場者や選手にとって適切な機能・規模となっているか。競輪場敷地全体を有効に活用した施設計画が提案されているか。	50	
	施設デザイン	新たな競輪場にふさわしい外観デザインとなっているか。競輪の魅力が感じられるとともに快適な観覧環境が確保され、楽しめる内装デザインが提案されているか。	50	
	施工計画	向日町競輪場で競輪事業を開催できない期間が極力生じないようにし、場外発売の期間を最大限にする工夫が提案されているか。安全対策や騒音対策、工事車両の動線など、地域住民に配慮した施工計画となっているか。	50	
	構造計画、設備、備品計画	来場者や選手の利便性や快適性を向上させる工夫がされているか。長寿命化や将来の機能更新にフレキシブルに対応できるなど、長期にわたり計画的かつ効率的な提案がされているか。	50	
競輪場維持・管理 及び運営業務	安定運営	十分な専門知識やノウハウを持った開催事務局職員の確保その他体制の整備	30	
	集客・売上向上策	本場開催日や場外販売日における新規来場者促進、客離れ防止に効果的なサービス、イベント等企画による売上向上策（売上予測を含む）のほか、インターネット投票（電話投票含む）や委託場外販売の売上向上策（売上予測を含む）が提案されているか。	50	
	周辺地域・地域経済への配慮	ごみ、騒音、交通安全、違法駐車・駐輪、観客輸送など、周辺地域で発生する諸問題等への対策が提案されているか。警備、清掃等の業務の再委託に係る府内業者の活用など、地域経済への配慮がなされているか。	50	
	アリーナとの連携策	アリーナ運営との連携・協力体制や競輪場敷地全体での動線管理等について具体的な提案がなされているか。	50	
	ギャンブル依存症対策	ギャンブル等の依存症対策に関して効果的な取組内容が提案されているか。	10	
	付帯事業の提案	競輪場運営だけでなく地域振興にも資する付帯事業が提案されているか。	10	
業務実施面	経営状況・財務状況	現在、健全な財務状況と認められ、かつ今後も運営能力に懸念材料がないか。	20	
府内企業	事業者グループにおいて、構成員企業や協力企業等に、京都府内に本店を有する企業が参加しているか。	府内に本店がある企業（設計、建設、工事監理、維持管理・運営）【評価対象】協力企業、下請企業	10点×協力企業数（最大8社）※ ¹	
			4点×下請企業数（最大5社）※ ²	
小計			700	
価格点	整備の対価	整備の対価の配点（100点）×（施設整備費の総額についての、参加資格保有者中の最低価格/当該参加資格保有者の同価格）	100	
	運営の対価	本場開催経費	本場開催経費の配点（100点）×（参加資格保有者中の最低委託料率/当該参加資格保有者の同料率）	100
		場外販売経費(GP・GⅠ)	場外販売経費の配点（10点）×（レズグレード別の参加資格保有者中の最低委託料率/当該参加資格保有者の同料率）	10
		場外販売経費(GⅡ)	場外販売経費の配点（5点）×（レズグレード別の参加資格保有者中の最低委託料率/当該参加資格保有者の同料率）	5
		場外販売経費(GⅢ)	場外販売経費の配点（20点）×（レズグレード別の参加資格保有者中の最低委託料率/当該参加資格保有者の同料率）	20
		場外販売経費(FⅠ・FⅡ)	場外販売経費の配点（25点）×（レズグレード別の参加資格保有者中の最低委託料率/当該参加資格保有者の同料率）	25
		整備期間中の維持管理・運営委託料	整備期間中の維持管理・運営委託料の配点（15点）×（参加資格保有者中の最低金額/当該参加資格保有者の同金額）	15
最低収益保証の額	最低収益保証額の配点（25点）×（当該参加資格保有者の同金額/当該参加資格保有者中の最高価格）	25		
小計			300	
合計			1,000	

※1 協力企業とは構成員や下請企業に該当しないが、本事業における主たる業務（設計、建設、工事監理、維持管理・運営）を実施する企業（例：JVの構成企業）および、警備や清掃業務の再委託企業のこととし、主たる業務ごとに最大2社とする。

※2 下請企業とは構成員又は協力企業から当該業務の一部を請け負う企業のこととします。

※3 ネーミングライツの提案があった場合は、その総額を整備の対価から減じた府負担額にて評価をします。